

温泉保養センター休館のお知らせ

日ごろ、温泉保養センターをご利用いただきありがとうございます。
10月1日(月)～5日(金)の5日間、設備点検などを実施するため、休館とさせていただきます。
しばらくの間、利用者の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解願います。



■問合せ 農林商工課商工林務係 (☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

法人道民税・法人事業税・ 地方法人特別税の申告はインターネットで

北海道では、地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用し、インターネットによる法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告を受け付けています。

利用できるのは、北海道に申告を行う納税者(税理士など代理人を含む)で、利用届け出の手続きをしている方です。

利用開始の方法など、詳細については、エルタックスホームページをご覧ください。

○エルタックスホームページ

<http://www.eltax.jp/>

○問合せ 北見道税事務所課税課事業税関税係 (☎ 25-8681)

※法人道民税・事業税の申告や各種届出書についての問い合わせは、札幌道税事務所税務管理部 (☎ 011-204-5083) まで。

秋の火災予防運動

10月15日(月)～31日(水)

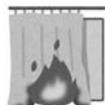
全道一斉に「秋の火災予防運動」が行われます。これからの季節は暖房器具の使用が増え、空気が乾燥することにより火災が発生しやすくなります。この機会にもう一度、皆さんの身の回りに潜む火災の原因を考え、火災予防に取り組みましょう。

■ストーブによる火災に気をつけましょう

昨年、北見地区消防組合管内で暖房器具が原因の火災が、7件発生しています。町民の皆さんには火の元に注意して、火災のない安心安全なまちづくりにご協力ください。

○暖房機器からの出火を防ぐポイント

- ・暖房機器の周りに物を置かない。洗濯物、防寒着を干す際には、ストーブの上部は絶対に避け、正面でも十分な距離をとる
- ・ポータブル石油ストーブに給油する際には必ず消火を確認してから給油し、燃料タンクのキャップを



しっかりとめる

■「いのちを守る3つの習慣・4つの対策」

○3つの習慣

- ・寝たばこは絶対にやめましょう
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう

○4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用しましょう
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置しましょう
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう

■問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

困ったら一人で悩まず 「特設行政相談所」

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で生じる、国や特殊法人への苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付けています。

皆さんの意見・要望などを、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聞きして解決を図ります。

相談は無料で、秘密は固く守られます。電話でも受け付けますので、気軽にご相談ください。

秋のすずらん無料法律相談を開催

このようなことでお困りではありませんか？

- ・隣の家の屋根から雪が落ちてきそうだが、何も対処してくれない
- ・親が認知症となり、自分で財産管理ができなくなってきた
- ・離婚の際に約束した財産分与、慰謝料、養育費がもらえていない
- ・心当たりのない請求書が届いた など

「秋のすずらん無料法律相談」は、釧路弁護士会が主催する無料の法律相談で、弁護士の存在をより身近に感じてもらえるようにと、弁護士事務

■このようなことはありませんか

- ・困りごとがあるが、どこに相談して良いか分からない
- ・役所の説明や事務の取り扱いに納得できない
- ・制度や仕組みを教えてください など

○とき 10月19日(金)

13時30分～15時30分

○ところ 役場相談室2(町民課横)

○相談委員 行政相談委員

清井久美子さん(西富)

○問合せ 町民課町民相談係

所のない地域において実施しています。

本町でも、次のとおり開設されますので気軽にご相談ください。

相談するだけで解決できる悩みもあります。弁護士と顔を合わせて、問題やトラブルを整理することで解決策が見えてきます。ぜひこの機会に相談してみませんか。

○とき 10月17日(木) 13時30分～16時

○ところ 町公民館農事研修室

○担当弁護士 佐藤信孝弁護士(北見市)

※相談は無料ですが、予約制です。申し込みは10月15日(月)までに町民課町民相談係へ



■問合せ 町民課町民相談係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

災害で被災された皆様に支援をお願いします

平成30年7月豪雨災害義援金の募集期限を12月28日まで延長しました。平成30年8月末現在

◇東日本大震災義援金	251万3,910円(平成31年3月31日まで)
◇平成28年熊本地震義援金	13万8,580円(平成31年3月31日まで)
◇平成30年7月豪雨災害義援金	6万円(平成30年12月28日まで)
◇平成30年大阪北部地震義援金	1万円(平成30年9月28日で終了)

町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。

新たに義援金をお受けしています

◇平成30年北海道胆振東部地震災害義援金 平成31年3月31日(日)まで受け付け

町社会福祉協議会(☎ 47-3536 総合福祉センター内)

